

## 磐田市の国民健康保険税率のあり方について

### [国保税率（賦課方式）の見直しにかかる前提条件]

- ・ 令和 4 年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。
- ・ 静岡県国民健康保険運営方針に沿った対応を検討する。

### □ 税率及び賦課方式の段階的な改正について

\* 「段階的な改正」・・・（一度の改正での）適正な引上げ額（引上げ率）は？

#### 1. 財政見通しについて（参考資料 I）

- ・ 令和 3 年度の事業費納付金や被保険者数の見込み等、来年度予算案については積算中
- ・ 令和 3 年度以降の被保険者 1 人あたりの事業費納付金の額や国保税調定額、収納率等が今年度の当初予算と同等とした場合、被保険者数の減少により歳入不足額は漸減するが、被保険者 1 人あたりの歳入不足額は変わらない。
- ・ 高齢化の進行等により、医療費や後期高齢者支援金などの増加が予測され、被保険者 1 人あたりの事業費納付金が伸長することが懸念される。（被保険者 1 人あたりの事業費納付金の額が年 1 % ずつ伸長すると、歳入不足額も増加する。）

#### 2. 削減・解消すべき歳入不足額について

国保税率（賦課方式）を見直すにあたり、削減・解消すべき歳入不足額は、当面のところ、令和 2 年度当初予算ベースにおける被保険者 1 人あたりの歳入不足額（20,357 円）と設定します。

#### ☆ 被保険者 1 人あたりの歳入不足額（令和 2 年度 当初予算ベース）

事業費納付金	+	出産育児諸費ほか	-	国保税収納額	-	特別交付金	-	法定繰入金	=	歳入不足額
133,756円		2,158円		87,750円		7,022円		20,786円		20,357円

\* 令和 2 年度当初賦課（本算定）における被保険者 1 人あたりの国保税調定額（90,257 円）と標準保険料率を用いた場合の被保険者 1 人あたりの国保税調定額（110,682 円）の差額（20,425 円）と同水準となっている。

#### 3. 段階的な改正の方法と被保険者 1 人あたりの国保税調定額について（参考資料 II）

参考資料 II のとおり、3 年に 1 度、4 回の改正で令和 2 年度の標準保険料率に税率を近づける方法で改正を行った場合、被保険者 1 人あたりの国保税調定額は下表のとおりとなる。

#### ☆ 被保険者 1 人あたりの国保税調定額

	R01 決算	R02 予算	R02 本算定	改正 ①	改正 ②	改正 ③	改正 ④	標準保険料	H30 県平均
医療分	65,339円	63,689円	65,274円	67,354円	69,354円	71,224円	73,013円	74,904円	69,227円
後期分	19,954円	19,484円	19,883円	21,332円	22,741円	24,105円	25,428円	26,248円	24,062円
介護分	17,328円	17,191円	17,347円	20,955円	24,341円	27,644円	30,858円	32,406円	27,456円
計	90,347円	88,036円	90,257円	94,848円	99,253円	103,457円	107,514円	110,682円	101,909円
R02 本算定との差額		-2,221円	-	4,591円	8,996円	13,200円	17,257円	20,425円	11,652円

◇ 改正 1 回あたり約 4,300 円・4.8%の増加

3年に1度、3回の改正の場合、被保険者1人あたりの国保税調定額は下表のとおりとなり、4回の改正の場合よりも改正1回あたりの増加額は約1,500円増加する。(2回の改正の場合、改正1回あたり約8,600円・9.6%の増となる。)

☆ 被保険者1人あたりの国保税調定額

	R01 決算	R02 予算	R02 本算定	改正①	改正②	改正③	標準保険料	H30 県平均
医療分	65,339円	63,689円	65,274円	67,439円	70,227円	73,013円	74,904円	69,227円
後期分	19,954円	19,484円	19,883円	21,592円	23,238円	25,428円	26,248円	24,062円
介護分	17,328円	17,191円	17,347円	22,097円	26,553円	30,858円	32,406円	27,456円
計	90,347円	88,036円	90,257円	95,528円	101,273円	107,514円	110,682円	101,909円
R02 本算定との差額		-2,221円	-	5,271円	11,016円	17,257円	20,425円	11,652円

◇ 改正1回あたり約5,800円・6.4%の増加

☆ 県内他市の国保税(料)率の改正状況

県内23市の被保険者1人あたりの国保税(料)調定額の推移は「参考資料4ページ」のとおり。平成27年度から令和元年度までの5年間に10市が延べ13回の税(料)率の改正(増額)を行っており、改正1回あたりの増加額は約5,800円となっている。

4. 歳入不足の解消までの期間、改正サイクルの検討のポイント

- ・ 当面の歳入不足額(被保険者1人あたりの不足額:約21,000円)を解消するためには、被保険者1人あたりの国保税額を約17,000円(19%)上げる必要がある。
- ・ 歳入不足を例えば3年に一度、4回の改正で解消することを目指す場合、一度の改正で被保険者1人あたりの国保税調定額を約4,300円(4.8%)上げる必要がある。  
3回の改正で解消する場合は約5,800円(6.4%)、2回の改正で解消する場合は約8,600円(9.6%)上げる必要がある。
- ・ 県内他市の平均的な引上げ額は約5,800円となっている。
- ・ 後期高齢者医療保険料は2年に一度、介護保険料は3年に一度、改正(見直し)が行われている。
- ・ 静岡県国民健康保険運営方針(改正案)では、令和9年度までに保険料水準の統一を目指すこととしている。

5. 今後の協議事項

- ・ 国保税率(賦課方式)の見直しにかかる被保険者(世帯)単位の影響についてモデルケース、県内他市・同規模保険者との比較による検証
- ・ 賦課方式の見直し(資産割の廃止)について  
資産割を採用している理由・資産割の課題、資産割を廃止した場合の被保険者(世帯)単位の影響額の検証
- ・ 応能・応益割合の考え方  
低所得層の負担抑制・中間所得層への影響等